

「健康都市おおぶ」みんなの健康づくり推進条例

平成29年2月28日 条例第1号

健康は、私たち一人ひとりにとって、明るい将来を思い描くための源泉であり、家庭や社会にとっても、大切な財産であると言えます。すなわち、健康は、豊かで活力に満ちた生活を営むための最も重要な基礎となるものであり、私たちにとって共通の願いです。

本市は、昭和45年の市制施行以来、総合計画におけるまちづくりの基本理念を「健康都市」とし、昭和62年には「健康づくり都市宣言」を行い、平成18年にはWHO健康都市連合に加盟し、市民の心と身体の健康づくりの推進に努めてきました。

しかし、生活様式や食生活の変化などにより、生活習慣病に対する不安は高まっており、加えて高齢化の進行を背景として介護を必要とする人が増加するなど、健康を取り巻く課題が大きな社会問題となっています。

このような状況において、健康で心豊かな暮らしを実現するためには、生活習慣の改善、疾病の早期発見、早期治療など、私たち一人ひとりが、自分の健康は自分で守り、つくるものであることを自覚するとともに、社会全体がそれぞれの立場で連携し、協力して、健康づくりを推進することが重要です。

そこで、「健康づくり都市宣言」の理念にのっとり、子どもから高齢者まで全ての市民が健康で活気あふれるまち「健康都市おおぶ」を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、健康は個人のみで配慮すべきものではなく、地域や社会で共有されるべき有用な財産であるという認識に立ち、健康づくりについて、市民、事業者、地域組織及び関係団体の役割並びに市の責務を定めることにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい市民の健康を保持し、増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心身の健康の保持及び増進を図るための取組をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(4) 地域組織 自治会、コミュニティその他の一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。

(5) 関係団体 市内において健康、医療又は福祉に携わる団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 市民一人ひとりが生涯にわたり地域でいきいきと暮らすことができるよう、全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識して推進されること。

(2) 市民、事業者、地域組織、関係団体及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携して推進されること。

(市民の役割)

第4条 市民は、自分の健康を守るため、次に掲げる事項に自ら進んで努めるものとする。

(1) 健康に関する正しい知識を入手し、それを活用する能力を身に付けること。

(2) 健康を意識した規則正しい生活を送ること。

(3) 健康診査の定期的な受診等により健康状態を把握すること。

(4) 健康状態に応じて、必要な生活習慣の改善を図ること。

(5) かかりつけ医（歯科及び薬局を含む。）を持つこと。

(6) 傷病の状態に応じて、必要な治療を受けること。

2 市民は、自らの健康に関する知識及びそれを活用する能力を他の市民の健康づくりにも広く生かすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、法令に基づいて実施されるもののほか、従業員が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(地域組織の役割)

第6条 地域組織は、当該地域の住民の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域組織は、市が実施する健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(関係団体の役割)

第7条 関係団体は、市民の健康につながる活動の充実及び関係団体相互の連携に努めるものとする。

2 関係団体は、市が実施する健康づくりに関する施策の推進に積極的に協力するものとする。

(市の責務)

第8条 市は、市民の健康に関する現状、要望等を調査及び分析し、健康づくりに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、地域組織及び関係団体に対し、施策等の健康づくりに関する情報の提供を行い、健康づくりに関する意識の醸成及び向上に努めなければならない。

3 市は、健康づくりを推進するために必要な支援及び環境整備に努めなければならない。

4 市は、健康づくりに関する施策を推進するために、国、県、他の市町村等と連携を図るよう努めなければならない。

(健康増進計画)

第9条 市長は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）を定め、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、健康増進計画の実施について毎年度評価を行い、進行管理をしなければならない。

3 市長は、社会情勢の変化、前項の規定に基づく評価の結果等を勘案し、必要に応じて健康増進計画を変更することができる。

4 市長は、健康増進計画を定め、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。